	第六条	
	第二十四条第九項又は第十項の規定による経営強化計画又は経営計画	当該金融機関等の
関等」という。）又は第二十五条第一項の申込みに同条第二項に規定する再編成計画に係る銀行等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画又は経営計画の変更	当該金融機関等又はその子会社等の

第二十条第三項	準用する。この場合において、同条中「金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等をいう。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等又はその子会社等」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と読み替えるものとする		
第二十二条第四項	準用する。この場合において、同条中「金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等をいう。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等又はその子会社等」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と読み替えるものとする	「計画提出金融機関等（第六条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「計画提出金融機関等（第二十四条第九項又は第十項の規定による経営強化計画又は経営計画の変更をいう。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等又はその子会社等」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と読み替えるものとする	第六条 第二十四条第九項又は第十項 第二十三条第三項又は第四項
第二十三条第五項	準用する。	「対象組織再編成子会社等（第六条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「対象組織再編成子会社等（第二十四条第九項又は第十項の規定による経営強化計画又は経営計画の変更をいう。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等又はその子会社等」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と読み替えるものとする	第六条 第二十四条第九項又は第十項 第二十三条第三項又は第四項

	第七条第二項	第七条第三項	
当該金融機関等の	による登記の変更	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条	第二十四条第七項の規定により行う同法第一条第十四項の規定により行う同法第一条第十四項の規定により行う同法第一条第十四